

小学校及び中学校における食育推進の課題の究明

－ 養護教諭の食育への参加実態と意識からの検討 －

鈴木 洋子 奈良教育大学家庭科教育講座

(平成23年 5月 6日 受理)

Problem of food and nutrition education promotion in elementary school and junior high school － Study from the participating actual condition and consciousness to food and nutrition education of school nursing teacher －

Yoko SUZUKI

(Department of Home Economics Education, Nara University of Education)

(Received May 6, 2011)

Abstract

The problem of the food and nutrition education promotion from the viewpoint of the nutrition teacher was investigated by the author until now, therefore the problem from the viewpoint of the school nursing teacher was investigated in this paper. As the result, it was turned out that there were three problems. These were “Nutrition teacher's absence”, “Cooperation between school staffs being thin” and “Difficulty of deployment of cross-curricular study for the food and nutrition education in a junior high school”. The problem of “Cooperation between school staffs being thin” was related “Nutrition teacher's absence”, and so the system which dispatches the teacher of other schools to the school of the nutrition teacher absence will be required. For the food and nutrition education promotion in junior high school, it will be effective to hold the study session by the home economics teacher or nutrition teacher.

Key Words : food and nutrition education,
school nursing teacher, nutrition teacher,
home economics teacher

キーワード：食育，養護教諭，栄養教諭，家庭科教諭

1. はじめに

食習慣の乱れによる健康の悪化や低迷する食料自給率の改善等を目的に、国は平成18年度より平成22年度に至る5年間の食育推進基本計画を設定し、食育を国民運動として推進してきた。更に、平成23年度には新たな計画を発表し、学校については食に関する指導の時間が十分確保されるよう、栄養教諭を中心とした教職員の連携・協力による学校全体での組織的・計画的な推進をあげている⁽¹⁾。

食育推進基本計画の結果は例年、食育白書により公表されてきた。平成22年版の白書においては、公立学校等の栄養教諭が平成18年度の25都道府県359人から47都道府県3379人に増加したことや、学習指導要領の改訂にともない、総則に「学校における食育の推進」が位置付けられたこと、平成20年の学校給食法の改正において栄養教諭が学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うことが明確に規定されたことなど、指導内容が漸次、充実しつつあることを報告している⁽²⁾。

一方、文部科学省は「食に関する指導の手引」を平成

19年に発行し、平成22年には先に示した新学習指導要領や改正学校給食法等を踏まえて第一次改定版を発行している。手引の中で、栄養教諭が中心となり作成する全体の指導計画の必要性はもとより、児童生徒が食に関する知識や能力等を発達段階に応じて総合的に身につけることができるように、各教科等における個々の食に関する指導の継続性に配慮しつつ、教科横断的な指導として学校教育全体で進めていくことの必要性を指摘している⁽³⁾。更に「校長のリーダーシップの下に、学級担任、教科担任、栄養教諭・学校栄養職員（本論文中においては、以下、栄養教職員と記す。）、養護教諭、調理員など全教職員が取り組むことが必要です。」と記述している⁽⁴⁾。また、体制づくりの例としては、既存の学校保健委員会の活用や、健康教育にかかわる職員を中心にした「食育推進委員会」のような新たな専門委員会の立ち上げ等を提案している⁽⁵⁾。文部科学省の手引の他に各都道府県等の教育委員会が独自に手引書・プログラムを発行したことも助勢し⁽⁶⁾、現在では栄養教職員が食育推進の中心に位置することは広く認識されているが、関係教職員による連携・協力的体制づくりの進捗は各学校に委ねられていることもあり、詳細は明らかにされていない。

食に関する指導にかかわる教員として想定されるのは、栄養教職員を筆頭に、授業において食生活に関する内容を指導している家庭科の教員（小学校の場合は、家庭科専任担当教員もしくは家庭科を得意とする教員）、健康的な生活習慣を指導する保健体育の教員（小学校の場合は、家庭科と同様に体育を得意とする教員）、心身の健康を担当する養護教諭があげられる。教科からは家庭科と保健体育の教員が相当するが、「食に関する指導の手引」の最初に家庭科が記述されていることや学習時間数からして、保健体育の教員より家庭科教員のかかわりの方がおのずと多くなることが推察される。今後の食育の推進と更なる充実を図るためには、中心的存在となる栄養教職員を支える家庭科教員と養護教諭の三者の強固な連携が重要な鍵になると考えている。栄養教職員と家庭科担当教員の連携については先の研究において、その課題を表出することができた⁽⁷⁾。また、本学においては「食育・健康教育プログラム」を立ち上げ、学級・教科担当の立場から栄養教職員とともに、学校における食育の推進と充実をめぐる本学が独自に認証する食育リーダーの養成を行っている。プログラムの履修者は、現在のところ家庭科教育専修の学生である⁽⁸⁾。一方、養護教諭の食育へのかかわりについては実践報告や⁽⁹⁾ 12名を対象にしたインタビュー調査⁽¹⁰⁾を目にすることはできるが、その概要は把握されていない状況にある。

そこで本論においては、学校における食育の推進には、その中心を担う栄養教職員と家庭科教員並びに養護教諭の三者の連携が不可欠であるとの視座に立ち、養護教諭

の食に関する指導に対する意識と実態把握を通して、食育推進の課題の表出に努めた。

2. 研究方法

2. 1. 調査対象、調査方法、調査時期

奈良県内の国公立の小・中学校に勤務する全養護教諭を対象に、2010年11月～12月におもに郵送法により実施した。配布数、有効回答数等を表1に示した。

表1 調査票の配布先、回収数、有効回答数

左：人数 右：%

校種	配布数	回収数		有効回答数	
小学校	209	113	54.1	109	96.5
中学校	108	68	63.0	62	91.2
合計	317	181	57.1	171	94.5

2. 2. 調査内容と分析

実態としては、食育推進の中心となる教諭、養護教諭の食育へのかかわり方、授業を受け持つ際の他の教諭との連携状況等について調べた。

意識としては、食育の必要性、養護教諭としてのかかわり方、栄養教職員の各学校への配置の必要性等に関する考えを尋ねた。

以上の他に、勤務校の規模や昼食の形態、養護教諭としての勤務歴等についてもご回答頂いた。

クロス集計についてはカイ二乗検定を行った。

3. 結果

3. 1. 養護教諭からみた食育の実態

表2に食育推進の中心になっている教員（教諭）について調べた結果を示した。表中の「家庭科専科・担当」の項目で「専科」は小学校の場合を、「担当」は中学校を意味している。カイ2乗検定の結果5%の有意水準で差が認められ、小学校と中学校に違いがあることがわかった。小学校において食育推進の中心になっている教員を、割合が高い順にみると「養護教諭」、「栄養教職員」と「学級担任」、「家庭科専科・担当」の順になるが、大差はなく、多くの教員種があげられていた。中学校においては「家庭科専科・担当」が最も多く、次いで「養護教諭」の順で、「栄養教職員」と「学級担任」がこれらに比べると低く、上位2項目の回答に集中がみられた。

表3に小学校における栄養教職員の勤務形態と食育推進の中心になっている教員との関連を調べた結果を示した。1%の有意水準で差が認められ、栄養教職員が給食センター勤務のために複数校で1名の配置になっている学校や、栄養教職員が不在の学校において、養護教諭や

学級担任が中心を担っていることがわかった。栄養教職員が不在の学校で「栄養教職員」の担当の回答が3名あったが、これは他の学校からの派遣と思われる。「家庭科専科・担当」が「養護教諭」や「学級担任」より少ないのは、小学校の家庭科の専科担当者が減少している影響と推察する。中学校の栄養教職員の配置については、本調査の結果では「学校専任」が8人(12.9%)、「センター勤務(複数校で1名)」が19人(30.7%)、「いない」が35人(56.5%)と、小学校に比べると栄養教職員の配置が極めて少ない。食育推進基本計画や「食に関する指導の手引」においては、栄養教職員を中心に食育を推進することが明記されているが、先に述べたように各校に栄養教職員が1名ずつ配置されていないために、食育の中心になっている教員は、「栄養教職員」より小学校においては「養護教諭」が、中学校においては「家庭科専科・担当」の方が多く実状であることがわかった。

栄養教職員と家庭科専科・担当、養護教諭の3者を回答した回答者を抽出したところ、小学校においては9人(8.3%)、中学校においては3人(4.8%)と、いずれも低い割合であった。2者の組み合わせでは、小学校と中学校ともに、「家庭科専科・担当と養護教諭」について「栄養教諭と家庭科専科・担当」の組み合わせが多いことが分かった(表4)。これらの値は回答の組み合わせであり、三者または二者間の連携がとられているか否かは明白ではないが、複数の教員が食育推進の中心に位置づけられていない学校が多いことがわかった。

表5に食育を扱っている科目等を調べた結果を示した。小学校、中学校ともに家庭科、給食指導(弁当を含む)の順であった。検定の結果、学校間に有意差は認められなかったが、中学校では家庭科が4割を占め、特別活動や保健の時間が小学校に比べると極めて少なく、学校全体で取組んでいる様子を伺うことができない結果である。

表6に養護教諭自身の食育へのかかわりを調べた結果を示した。この設問項目においては、かかわりの程度については除外してある。小学校、中学校ともにかかわり「あり」が9割に近かった。かかわり「あり」の回答者に取組の状況を尋ねたところ(表7)、小学校、中学校ともに「表立って関わってはいないが、専門的な分野の相談等による」、「中心となり進めているわけではないが、食育指導全体を通して関わっている」の順に多く、「内容によっては自ら授業・指導を受け持っている」の回答は全体で17人(11.4%、小学校13人、中学校4人)であった。この17人が実践している科目等を複数回答で調べた結果、小学校では「保健」と「特別活動」が4人ずつ、中学校では「家庭科」と「特別活動」が2人ずつであった。また、その際他教員との連携については、連携なしの回答は小学校の2人のみであった。この17人が授業を行う際に連携を取る教諭は、小学校では「担任教諭」

が7人、中学校では「家庭科担当・専科」が3人であり、小学校と中学校では、連携を取る教諭の違いが見られた。

以上の結果から、栄養教職員が不在なために、養護教諭が食育指導の中心になっており、また、複数の教員が食育推進の中心に位置付けられていない学校が多いことがわかった。

表2 食育推進の中心になっている教員(教諭、職員)

左:人数 右:%

学校種	栄養教職員		家庭科専科・担当		養護教諭		学級担任		その他	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
小学校(109人)	40	36.7	34	31.2	44	40.4	40	36.7	18	16.5
中学校(62人)	15	24.2	35	56.5	28	45.2	13	21.0	15	24.2

P<0.05 複数回答による調査。%は回答者数に対する割合。

表3 小学校における栄養教職員の勤務形態と食育推進の中心になっている教員との関連

左:人数 右:%

栄養教職員の勤務形態	学校専任(28人)		給食センター勤務(複数校で1名)(43人)		いない(37人)	
	人数	%	人数	%	人数	%
栄養教職員	25	89.3**	12	27.9	3	8.1
家庭科専科・担当*	10	35.7	6	14.0	17	45.9
養護教諭	7	25.0	19	44.2	18	48.6
学級担任	7	25.0	14	32.6	19	51.4

P<0.01 複数回答による調査。

*栄養教職員の勤務形態の無回答者1名あり。

**「栄養教職員25人」の「学校専任28人」に対する%。

表4 食育推進の中心となっている、二者の組み合わせ

(回答者人数)

学校種	家庭科専科・担当と養護教諭		栄養教職員と家庭科専科・担当		養護教諭と学級担任		栄養教職員と養護教諭		家庭科専科・担当と学級担任		栄養教諭と学級担任	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
小学校	10	9.2	5	4.6	5	4.6	3	2.8	2	1.8	2	1.8
中学校	13	21.0	6	9.7	1	1.6	1	1.6	1	1.6	0	0.0

表5 食育を扱っている科目等

左:件数 右:%

学校種	家庭科		給食指導		特別活動		保健		その他	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
小学校(226件)	75	33.2	61	27.0	37	16.4	30	13.3	25	11.1
中学校(80件)	35	43.8	22	27.5	7	8.8	5	6.3	11	13.8

複数回答による調査。%は回答件数に対する割合。

表6 養護教諭自身の食育へのかかわり

左:件数 右:%

学校種	あり		なし		合計	
	件数	%	件数	%	件数	%
小学校	96	88.1	13	11.9	109	100.0
中学校	53	85.5	9	14.5	62	100.0

表7 養護教諭の食育の取組状況

左：人数 右：%

取組の状況	小学校		中学校	
	人数	%	人数	%
表立って関わっていないが、専門的な分野の相談等による	37	38.5	25	47.2
中心となり進めているわけではないが、食育指導全体を通して関わっている	26	27.1	11	20.8
内容によっては自ら授業・指導を受け持っている	13	13.5	4	7.5
指導計画の段階から関わり、中心となり食育を進めている	8	8.3	8	15.1
その他	4	4.2	2	3.8
無効回答	8	8.3	3	5.7
合計	96	100.0	53	100.0

3. 2. 養護教諭の食育への意識

食育の今後の展開に関する意識を調べた結果を表8に示した。学校間での有意差は認められなかった。小学校では87%、中学校では79%の養護教諭が、今後さらに力を入れた取組を必要と考えていることがわかった。「子ども達の食習慣の乱れ」や「家庭での指導の不十分さ」が必要とする理由の大半を占めていた。不要とする理由には、「現行の取組で十分である」の意見が多かった。この設問と学校規模及び給食形態、栄養教職員の有無、教員歴との間に有意差は認められなかった。

養護教諭としての指導へのかかわりについて調べた結果、小学校では96%、中学校では89%から肯定的な回答を得られた。その理由を表9に示した。小学校と中学校ともに「児童生徒の健康と生活の実態を踏まえた指導ができる」と「教職員が連携を取りながら食育を進めていく必要性を感じる」の2件が回答の大半を占めていたが、栄養教職員の不在を理由とする回答が小学校で6%、中学校で9%みられた。食育へのかかわりに否定的であった回答の理由には、「保健室運営等の従来の職務がおろそかになる」や「特に食育に着目するのでは無く、日々の生活習慣の指導が重要だと考える」等があげられていた。

各学校への栄養教職員の配置の必要性を尋ねた結果を表10に示した。「必要」が小学校においては87%、中学校においては66%で、「不必要」の理由には、「必要な場合はすぐ栄養教諭・職員と連絡を取り合えるため、特に必要性を感じない」が多かった。

これらの結果より、多くの養護教諭が、その専門性をいかした立場から、他の教職員との連携をもちつつ、食育に積極的にかかわっていく姿勢であることがわかった。

表8 今後の食育の展開に対する意識

左：人数 右：%

学校種	力を入れた取組を行っていく必要がある		力を入れた取組を行っていく必要はない		合計	
	人数	%	人数	%	人数	%
小学校	95	87.2	14	12.8	109	100.0
中学校	49	79.0	13	21.0	62	100.0
合計	144	84.2	27	15.8	171	100.0

表9 養護教諭として今後食育の指導に携わっていきたいと思う理由

左：人数 右：%

理由	小学校		中学校		合計	
	人数	%	人数	%	人数	%
児童生徒の健康と生活の実態を踏まえた指導ができる	48	45.7	23	41.8	71	44.4
教職員が連携を取りながら食育を進めていく必要性を感じる	48	45.7	22	40.0	70	43.8
栄養教職員がおらず、率先して食育を進めていかなければならない	6	5.7	5	9.1	11	6.9
食育の重要性を感じ、自ら指導を行っていききたい	1	1.0	1	1.8	2	1.3
その他	2	1.9	4	7.3	6	3.8
合計	105	100.0	55	100.0	160	100.0

表10 栄養教職員の各学校への配置の必要性

左：人数 右：%

学校種	必要		不必要		合計	
	人数	%	人数	%	人数	%
小学校	95	87.2	14	12.8	109	100.0
中学校	41	66.1	21	33.9	62	100.0
合計	136	79.5	35	20.5	171	100.0

4. 考 察

以上の調査結果を通して表出された課題を整理すると、「栄養教職員の不在」、「教職員間の連携の希薄」、「中学校における食育の横断的展開の困難性」の3点に集約することができる。

4. 1. 課題1 「栄養教職員の不在」

栄養教職員が不在の小学校においては、養護教諭や学級担任、家庭科専科が食育指導の中心になっていたことが本調査より明らかになった(表3)。栄養教職員の不在は、第2次食育基本計画が掲げる栄養教諭を中心とした組織的な取組みにも反することから、栄養教職員の栄養教諭への速やかな移行を図るとともに、栄養教諭の増員が望まれる。しかし、実際の増員は難しく、奈良県の場合、平成23年度の採用は2人で、総計32名の栄養教諭の数は学校数に比べると極めて少ない⁽¹¹⁾。そこで、当面の対応策として、栄養教職員が、不在の学校に時には学校種を超えて支援にあたるなどの柔軟な体制を整備する必要がある。

食育推進の中心になっている教員の質問(複数回答)に対し、小学校においては「養護教諭」「栄養教職員」「学級担任」「家庭科専科・担当」の各種の教員があげられていたが、中学校では「家庭科専科・担当」「養護教諭」の回答に集中していた(表2)。中学校の回答に「栄養教職員」が少なかった理由には、学校給食の普及率の影響がある。国は食育の推進に学校給食の活用をあげているが⁽¹²⁾、全国的に公立中学校の給食実施率(完全給食、捕食給食、ミルク給食の実施の合計値)は90.8%

と小学校の99.7%に比べると低い⁽¹³⁾。給食の実施率が下がるために中学校に勤務する栄養教職員数も小学校に比べると少なく、中学校における食育推進のネックになっているといえる。奈良県の公立中学校の給食実施率は全国平均値よりさらに約18ポイント低い72.9%⁽¹⁴⁾である。中学校における給食の提供の是非については、栄養の偏りのは正や家事労働の軽減の面からの肯定的意見がある一方、中学生は成長に個人差が大きく、食事に違いが生じる発達期にあるので給食より弁当がよいとの見方もある。学校給食の実施と栄養教職員の配置を同一視すること自体にも問題があると考え。本調査の結果では、中学校への栄養教職員の配置に「必要でない」の回答が約3割を占め、その理由は「必要に応じて栄養職員と連絡がとれる」であったが、約7割は必要性を認めていたことから(表10)、給食を提供していない学校へも栄養教職員を派遣するなどの対応を講じることにより、中学校の食育が推進されると考える。栄養教職員の不在により、養護教諭の職務が過重になることは深慮すべき課題である。

4. 2. 課題2「教職員間の連携の希薄」

小学校においては約9割、中学校では約8割の養護教諭が、食育には今後さらに力を入れた取組が必要であることを認識しており(表8)、養護教諭の食育へのかわりについては、約9割が肯定的であることがわかった(表9)。実際に、約9割の養護教諭が何らかの形で現在、食育にかかわっていた(表6)。しかしその反面、栄養教職員と家庭科教員並びに養護教諭の三者同時のかわりはもとより、複数の教員が食育推進の中心に位置づけられていない学校が多いことがわかった(表4)。冒頭に紹介したように文部科学省の「食に関する指導の手引」には体制づくりの例や、教職員全員が協力して食育に取り組むことをあげているが、実際には一部の教員しかかかわっておらず、指導体制づくりが十分に行われていない実態を伺うことができた。栄養・食品・調理を専門とする栄養教職員と、食生活全般を見渡す力量のある家庭科教員(小学校の場合は、家庭科を得意とする教員)と、心身の健康を専門とする養護教諭の三者を柱とした指導体制を構築する必要があることを、著者は本論を通して強く主張したい。今回の調査により、養護教諭らが、児童生徒の健康と生活の実態を踏まえた指導ができると考えていることが明らかになったことは、体制作りを行ううえで大いに心強い(表7)。栄養教職員が不在の学校はあるが、養護教諭が不在の学校はないことから、養護教諭の積極的な意識が食育推進に寄与することに期待がもてる。奈良県においては小規模校で三者がそろわない場合が多いことが想定される。先の課題1と同様に、地域間の連携協力により、校種の枠を超えて、その地域

の栄養教職員が不在の学校の食育に関与していくことが推進の鍵になると考えている。

4. 3. 課題3「中学校における食育の横断的展開の困難性」

食育を扱っている科目については、小中学校ともに「家庭科」「給食指導」「特別活動」「保健」の順であったが、中学校においては家庭科が4割強を占め、「特別活動」や「保健」の時間は小学校に比べると極めて少なく、小学校に比べて中学校は横断的に指導がなされていないことがわかった(表5)。先の栄養教職員の不在の問題も含めて、中学校は小学校に比べると問題が山積されている実態が表出された。実際、中学校の食育の低迷の問題は、生徒の生活にも表れており、奈良県の中学生の朝食の欠食率⁽¹⁵⁾は小学生に比べると高く、食習慣上の課題は小学生より中学生に多い。ただし、中学生の欠食の問題は全国的な問題でもある⁽¹⁶⁾。

家庭科は食に関する学習指導を担う第一的な教科ではあるが、中学校の家庭科の学習は衣食住生活、家族・保育と家庭生活全般を扱っている。平成10年度版の学習指導要領の改訂以降、学習時間が大幅に削減され、技術・家庭で1学年と2学年は年間70時間、3学年が35時間である。したがって家庭科は1学年と2学年は年間を通して週1時間、3学年は半期間で1時間の配当になる。このような中で、調理実習は3年間を通じて4回程度しか行えない現状にある⁽¹⁷⁾。栄養や食品の知識を実際の食生活に活かすには調理技能技術の習得は必須であるが、このように少ない学習時間で十分な力を身につけることには限界がある。さらに、食生活の営みには栄養や食品の知識に加えて、海外の食料生産に依存している日本では、輸入に伴うエネルギーによる排出ガスの問題や、輸出国での多国籍企業の進出による環境破壊の問題など、幅広い視野から食生活を見据える力が要求されている。食料自給率の低迷の一因である残食も深刻な問題である。また、先人達が培ってきた食文化を次世代に継承するもの今日に生きる者の役目である。家庭科が食育を丸ごと担うのであれば、他の領域の学習に支障が生じないために、学習時間増が必要不可欠となる。家庭科以外の教員からは、総合的な学習の時間を活用すればよいとの意見もあるが、総合的な学習の時間の使い方は学校により各様であるので、食育の保証には繋がらない。

5. おわりに

学校における食に関する指導体制には、その中心を担う栄養教職員と家庭科教員並びに養護教諭の三者の連携が不可欠であるとの視座に立ち、養護教諭の食に関する指導に対する意識と実態把握を通して、食育の課題の表

出に努めた結果、「栄養教職員の不在」、「教職員間の連携の希薄」、「中学校における食育の横断的展開の困難性」の3点を表出することができた。「教職員間の連携の希薄」の問題と「栄養教職員の不在」は関連しており、不在の学校にその地域に勤務する栄養教職員を学校種を超えて派遣するなどの工夫が望まれる。

食育基本法の前文に「食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付ける」と記されているにもかかわらず、文部科学省の「生きる力」の保護者向けのパンフレット⁽¹⁸⁾での扱いは、「社会の進展に対応した教育」の項の「食育：望ましい食習慣の形成」の記述にとどまっているに過ぎない。「生きる力とは知・徳・体のバランスのとれた力」と説明しているが、PISA調査での参加国順位やIEA国際数学・理科教育動向調査結果などを示していることから、知育を優先していることが伺える。このように日本の教育の方向が知育偏重にあるなかで、授業の時間を融通して食育を全校で取組むには相当に高い壁が立ちはだかっている。英国においては、日本の家庭科に相当するフードテクノロジーの中学校の教員が、小学校の教員を対象に、調理実習を中心にした食育への理解を促す研修「フードパートナーシップ」を行い、成果をあげている⁽¹⁹⁾。日本においてもこの制度を応用し、家庭科教員や栄養教職員を講師とする研修会の開催を制度化し、まずは教員の食育への理解を促すことが、中学校における食育を推進するうえで必要であると考えられる。

引用・参考文献

- (1) 内閣府、第2次食育推進基本計画 第3-2. 学校、保育所等における食育の推進、<http://www8.cao.go.jp/syokuiku/about/plan/pdf/2kihonkeikaku.pdf> (2011年4月現在)
- (2) 内閣府、平成22年版食育白書、P65、2010
- (3) 文部科学省、食に関する指導の手引-第一次改定版-、p11、2010
- (4) 前掲(3)、p14
- (5) 前掲(3)、p28
- (6) 日本教育大学協会全国家庭科部門、特別委員会「家庭科における食育を考える」報告書、pp4-24、2009
- (7) 鈴木洋子、小学校における家庭科担当教員と栄養教員(教諭)の連携による食育の実態と課題、日本教科教育学会誌第30巻2号、pp9-15、2007
- (8) 奈良教育大学、教員養成大学による地域食育推進プログラム-食育オフィスの開設と食育リーダーの養成-活動報告書、2011
- (9) 奈良県の養護教諭による研究冊子「こじか」への掲載、小浜市立中名田小学校の実践 edu.cityyobama.fukui.jp/nakanata/18pdf/44-47.pdf など (2011年4月現在)
- (10) 笠島亜里沙、荒木田美香子、白井文恵、食育における養護教諭と学校栄養教職員の連携状況とその推進要因の検討、学校保健研究、pp521-566、2007
- (11) 平成17~23年度の栄養教諭の配置状況平成 23年4月1日現在 http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/08040314.htm
- (12) 前掲(2) p67
- (13) 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課、学校給食実施状況調査(平成21年5月1日現在)、p3・p5
- (14) 前掲(13) p5
- (15) 奈良県健康福祉部健康づくり推進課、食育等に関するアンケート調査結果報告書、p86、2011
- (16) 前掲(2) p28
- (17) 開隆堂ホームページ、平成22年度版 中学校技術・家庭科 家庭分野 教科書 3年間を見通した年間指導計画例 <http://www.kairyudo.co.jp/contents/02-chu/katei/h24/index.htm>
- (18) 文部科学省、保護者向け「生きる力」パンフレット、2011 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/pamphlet/_icsFiles/afildfile/2010/10/15/1234786_1.pdf (2011年4月現在)
- (19) Roy Ballam, Stephanie Valentine, Department for Education and Skills Food in Schools: Food Partnership Monitoring and Evaluation Report (2005) British Nutrition Foundation、2006

謝辞：アンケート調査にご協力くださいました奈良県の養護教諭の皆様、データの集計をお手伝いくださった大宮佳絵さんに心よりお礼を申し上げます。